第9回 高知県議会 高校生フォトコンテスト 募集要項

1 目的

高校生等が、高知県議会や政治への関心を持つきっかけづくりとして、フォトコンテストを開催します。

またその作品から、若い人たちが見る高知の良さを他の世代にも知っていただくことを目的としています。

- 2 対象 県内の高等学校生、特別支援学校高等部生、高等専門学校の1~3年生
- 3 募集する写真のテーマ 私の見つけた高知の魅力
- 4 応募期間 令和6年9月2日(月)受付開始 11月21日(木)〆切(必着)

5 応募方法

- ① 応募用メールアドレス (photocon@ken.pref.kochi.lg.jp) に、応募作品の jpeg データを 1 点ずつ添付して (複数の写真を応募する場合は複数のメールに分けて) 送信してください。メールのタイトルは応募者の所属する学校名とし、本文には、学年・氏名 (ふりがな)・電話番号・作品名・撮影場所 (市町村)・作品の紹介コメント (200 文字以内) を記載してください。
 - ※応募作品の jpeg データは、圧縮などを行わず、そのまま添付してください。 ※メール送信が難しい場合は、応募作品を記録したCD・DVD を送付してください。
- ② 応募メールの受信後、事務局から受付メールを返信します。応募作品の送信から 1 週間程度経過しても返信がない場合は、事務局までお電話ください。
- ③ 審査は原則として、送信されたデータを事務局でプリントした状態で行いますが、より精細に色味などを調整するため、自らのプリントによる審査を受けたい場合は、上記のデータ送信とは別に、六切サイズ(203mm×254mm)のプリント(用紙の種類は問いません)を送付してください。

6 応募条件

- ① 令和5年以降に県内で撮影した力ラー・単写真に限ります。
 - ※他のコンテスト等で入賞した作品は応募できませんが、出品しても入賞していない作品については特に制限しておりません。
- ② タブレットやスマートフォンからでも応募できますが、解像度が極端に低いなどの理由で広報紙への掲載が難しい場合は審査の対象となりません。
- ③ 個人が特定できる写真を応募する場合は、事前に被写体となった方(未成年の場合は本人と親権者)の了解を得てください。
- ④ 著作物の写真を応募する場合は、事前に権利者から許可を得てください。なお、 応募があった時点で使用の承諾を得たものと判断します。
- ⑤ 公序良俗に反すると判断される作品のご応募はご遠慮ください。
- ⑥ 1人5点まで応募できますが、そのうち第二次審査の対象となるのは1人2点まで、入賞の対象となるのは1人1点までとします。
- ⑦ 他のコンテスト等との重複応募の可否については、他に応募しようとするコンテストの募集要項等に従ってください。
 - ※当コンテストへの応募後に他のコンテスト等で入賞した場合、当該作品は当 コンテストの審査対象外となりますので、直ちにご連絡ください。

7 審査方法

- 第一次審査 高知県展写真部無鑑査の津野廣幸氏並びに元高知新聞社写真部長の 門田和夫氏の審査結果を事務局で集計し、入賞候補 20 点程度を選出 します。
- 第二次審査 高知県議会議員の投票(1人5票)により入賞作品を選出します。
- ① 議長 賞 1名 (副賞:図書カード1万円分) 投票結果の最上位を議長賞とし、投票同数の場合は議長が選出します。
- ② 副議長賞 1名 (副賞:図書カード5千円分) 議長賞を除く最上位を副議長賞とし、投票同数の場合は副議長が選出します。
- ③ 佳 作 3名~(副賞:図書カード3千円分) 議長賞・副議長賞を除く上位3作品を佳作としますが、投票結果が同点となった ために3作品を超える場合は、そのすべてを佳作とします。

8 審査結果

- ① ご応募いただいたすべてのメールアドレスに入賞作品の一覧を送信します。 また、高知県議会のホームページにも写真付きで掲載します。
- ② 入賞作品は、SNS(フェイスブック、X)にも順次掲載します。シェア・リポスト等の御協力をお願いします。
- ③ 入賞された方には、表彰式の日程等について別途に連絡します。

9 表彰式

- 対象 議長賞・副議長賞・佳作を受賞された方
- 日時 令和7年1月頃 (正副議長の日程などにより調整します)
- 会場 高知県議会議事堂内(参加者の人数などにより調整します)
- ※入賞者のご家族や高等学校等の先生方の同伴、新聞部等の取材も歓迎します。
- ※表彰式の様子は、こうち県議会だより第104号(令和7年2月下旬に発行予定)、 高知県議会のホームページやSNS(フェイスブック・X)などに写真・動画等 付きで紹介する予定です。
- ※表彰式の写真等は、後日、表彰式に参加された入賞者の高等学校等にも提供する 予定です。

10 応募作品の取り扱い

- ① 応募作品の著作権は、当該作品の応募者に帰属します。
- ② 高知県議会は、応募作品のデータを広報活動(議事堂内や公共施設での展示、高知県議会(各会派や議員個人によるものも含む)の広報紙・ホームページ・SNSなどへの掲載、報道各社への情報提供など)に無償で使用できる権利を得るものとします。また、当該データを使用する際には、応募者の同意を得ることなく、トリミングや色補正などの加工を行って良いものとします。
- ③ 審査に使用した応募作品のプリントは、令和7年2月定例会の閉会日まで議事 堂内等で展示した後、各高等学校等にまとめて送付します。ただし、審査や展示 により作品に傷やメモ書きが残る場合、諸事情により全部または一部の作品が 送付できなくなる場合もあります。

11 作品の応募先・問い合わせ

〒780-8570 高知市丸ノ内 1-2-20

高知県議会事務局 議事課 企画広報班 担当:谷岡、新谷 TEL:088-823-9536 FAX:088-872-8411

Mail: photocon@ken.pref.kochi.lg.jp